

第1章 第4次元元気戦略策定の趣旨・背景

1 ちば中小企業元気戦略とは

千葉県では、本県経済の発展及び県民生活の向上において中小企業が果たす役割の重要性に鑑み、平成19年3月に「千葉県中小企業の振興に関する条例」（以下「条例」という）を制定し、中小企業の振興を県政の重要な課題に位置付け、県を挙げて施策を総合的に推進してきたところである。

条例では、第3条において中小企業振興の基本理念を定めるとともに、第11条では、県に対し基本理念に則り中小企業の振興に関する基本方針の策定を義務づけている。

「ちば中小企業元気戦略」（以下「元気戦略」という）とは、この基本方針として策定するものであり、中小企業を取り巻く環境の変化や直面する課題に対応していくため、概ね3年ごとに見直しを進めてきており、本年度に第4次の戦略として策定するものである。

そして、条例施行10年を経て、平成29年12月に小規模企業振興の理念等に関する規定の整備を行うための条例の一部改正を行った。

本県では、約13万ある中小企業のうち、常時雇用する従業員の数が20人（商業又はサービス業を営む者については5人）以下の小規模企業が約86%を占めており、地域経済の循環や雇用を支えるとともに、起業・創業の担い手となるなど、地域経済の安定や新たな産業の創出に重要な役割を果たしている。

しかしながら、近年は、人口減少や経営者の高齢化等を背景に、小規模企業数が大幅に減少してきており、地域の活力向上を図る上で小規模企業の振興が喫緊の課題となっている。

今般の条例の一部改正では、小規模企業振興の重要性を踏まえ、「小規模企業者の事業の持続的な発展が図られること」を新たに基本理念として規定した。

これにより、県は、小規模企業振興の理念に則り、中小企業振興に関する施策を総合的に策定し、実施する責務を負うことになり、第4次の戦略策定に当たって、小規模企業の振興を重要な柱として新たに加え、施策の充実を図ることとした。

また、商工会議所や商工会等の関係機関も、条例改正の趣旨に基づいて支援策を充実させることになり、県民等の理解の共有を通じて、オール千葉で、小規模企業振興の

理念を踏まえた中小企業の振興を継続的に図っていく。

今後、戦略による施策の実施に際しては、従来通り、毎年度「事業計画書」を別途策定し、「中小企業振興に関する研究会」等を通じてPDCAサイクルを検証していく。

図 1-1-1 千葉県中小企業の振興に関する条例一部改正の構造

(下線：改正による追加内容)

